

**指定介護保険サービス事業者や高齢者福祉施設等の
設置基準条例等における明石市独自基準の概要について**

明石市では、介護保険サービス事業者や高齢者福祉施設等の人員や設備等に関する基準について、厚生労働省令の基準に加え、市民が事業所や施設を安心、安全に利用できることを目標とし、利用者の権利擁護や身体の保護という観点を中心に、独自基準を定めています。本市の独自基準の概要については下記のとおりです。

独自基準項目		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
		書類の保存年限	利用者の意思の尊重	暴力団に関する規定	自己評価結果の公表	運営の自己評価	職員研修計画の策定	虐待防止	身体拘束の廃止や高齢者虐待の防止、権利擁護に係る研修の実施	事故防止対策	非常災害対策（物資確保）	床面積の計測方法	居室定員	賭博や風俗営業を連想させる介護保険サービスに対する規制
①	居宅サービス	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
②	居宅介護支援	○	○	○	○		○	○	○	○				
③	介護予防サービス	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
④	介護老人福祉施設	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○
⑤	介護老人保健施設	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○
⑥	介護医療院	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○
⑦	特別養護老人ホーム	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	
⑧	軽費老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
⑨	養護老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
⑩	介護予防支援	○	○	○	○		○	○	○	○				
⑪	地域密着型サービス	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
⑫	地域密着型介護予防サービス	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○

④ 書類の保存年限 (すべて)

事業者が不適切な請求に基づき介護報酬を受け取った場合における、介護給付費の返還請求権の時効が5年であることから、書類の保存年限を5年とします。

厚生労働省の基準	独自基準
書類の完結の日から2年間保存しなければならない。	書類の完結の日から5年間保存しなければならない。

⑤ 利用者の意思の尊重 (すべて)

本市では、より市民が満足できるサービスの提供を受けられるように、事業者が利用者の意向を尊重することを、義務規定として定めます。

厚生労働省の基準	独自基準
利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供をしなければならない。

⑥ 暴力団に関する規定 (すべて)

本市では、暴力団による不当な影響を排除し、もって安全で安心な市民生活の確保に資することを目的として「明石市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)」を制定しています。この趣旨を踏まえ、居宅サービスをはじめとする全ての事業から、暴力団の影響を排除しようとするものです。

厚生労働省令の基準	独自基準
(規定なし)	<p>○事業者の要件 法人とする。ただし、明石市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団であるもの及び同条第2号に規定する暴力団員が役員等となっているものを除く。</p> <p>○管理者の要件 暴力団員等(明石市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者)であってはならない。</p> <p>○運営の要件 暴力団等(明石市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。)の支配を受けてはならない</p>

④ 自己評価結果の公表 (すべて)

介護サービス事業者は、介護保険法の規定により、サービスに係る情報を都道府県知事に報告し、都道府県知事は報告内容を公表することを義務づけられています。また、事業者は、自ら提供するサービスの評価を行い、常に改善を図ることを厚生労働省令で義務づけられており、本市では、その評価結果も加えて公表させることにより市民により良いサービスが提供されることを目指すものです。

厚生労働省の基準	独自基準
(規定なし)	事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、その評価の結果を公表するよう努めなければならない。

⑤ 運営の自己評価 (⑧・⑨ ※その他については省令で規定済)

運営の評価と改善努力義務について、基準条例で明記し、良質かつ適切な福祉サービスの提供につなげることを目指すものです。

厚生労働省の基準	独自基準
規定なし	運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

⑥ 職員研修計画の策定 (すべて)

事業者が、利用者に質の良いサービスを提供するためには、従業員の資質の向上を図ることが不可欠であることから、職員の全てのサービス事業者において研修計画を策定し、従業員の計画的な育成をすることを定めるものです。

厚生労働省令の基準	独自基準
資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	(職員に対し資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。研修をするにあたっては) 事業者は研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

⑦ 虐待防止 (すべて)

利用者が安心してサービスを利用できるように、虐待防止の規定を設けます。虐待防止については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律(平成17年法律第124号)」に規定がありますが、この法律の対象とされるのは65歳以上の者のみです。介護サービスの利用者には40歳から64歳の市民及び被保険者も含まれるため、本市では、対象者の範囲を利用者すべてに拡大するものです。

厚生労働省の基準	独自基準
(規定なし)	事業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

⑨ 身体的拘束の廃止や高齢者虐待の防止、権利擁護に係る研修の実施（すべて）

利用者の権利擁護や身体の保護をより推進するため、身体的拘束等の廃止及び虐待防止を中心とした研修を、全職員に対し1年に2回以上実施することを全事業者に義務付けるものです。

※ 平成30年3月22日付、厚生労働省の指定基準解釈通知により、身体的拘束等の適正化のための研修は年2回以上実施することが重要であるとされています。

厚生労働省令の基準	独自基準
<u>虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>	利用者の権利擁護や身体の保護をより推進するため、身体的拘束等の廃止及び虐待防止を中心とした研修を、全職員に対し1年に2回以上実施するものとする。

⑩ 事故防止対策（①・②・③・⑩・⑪・⑫）

居宅サービス等に係る厚生労働省令には、事故が発生した時の対応のみが定められています。一方、指定介護老人福祉施設等の施設系サービスについては、発生時の対応だけでなく、発生防止にかかる規定も設けられています。この趣旨に則り、利用者が安心してサービスを利用できるように、施設系サービス以外のサービスについても事故発生防止にかかる規定を定めるものです。

厚生労働省令の基準	独自基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・ 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。 ・ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	<p>事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定居宅サービス等事業所の管理者に報告するとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故の発生の防止のための会議及び</p>

	従業者に対する研修を定期的に行うこと。
--	---------------------

⑨ 非常災害対策（②・⑩以外）

厚生労働省令において、地震その他の非常災害に備え、具体的な計画を立てること、災害時の連携体制を整備し、それを従業員に周知すること、そして、定期的な訓練を行うこと等が義務付けられています。本市では、非常災害時にも、施設利用者が安心・安全に過ごせるように、物資の確保に必要な措置を講じることを努力規定として定めます。

厚生労働省令の基準	独自基準
規定なし	・地震その他の非常災害に備え、利用者のため、物資の確保に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑩ 床面積の計測方法（②・⑩以外）

厚生労働省令の基準では特に規定はありませんが、より客観的に居室等の床面積を確認できるように、測定方法を「内法」に定めます。

厚生労働省令の基準	独自基準
(規定なし)	居室等の床面積については、内法により計測するものとする。

⑪ 居室定員（④・⑦・⑪）

近年、ユニット型の施設の整備が進められているところですが、低所得者層への配慮のため、また、既存施設に多床室があることから、居室の定員を4人まで認めるものです。

厚生労働省令の基準	独自基準
居室の定員は1人とする。ただし、必要と認められる場合は、2人とすることができる。	居室の定員は4人以下とする。

⑫ 賭博や風俗営業を連想させる介護保険サービスに対する規制（①・③・④・⑤・⑥・⑪・⑫）

賭博又は風俗営業を連想させる名称・遊技整備を用いて、利用者の介護保険サービスの大半をそれらの遊技に充てることは、介護保険サービスの目的に合致せず、また、過剰で不要な介護サービスを提供され保険給付費や利用者負担の上昇につながる可能性があることから、サービスの提供を規制するものです。

厚生労働省令の基準	独自基準
規定なし	・射幸心をそそるおそれ又は依存性が高くなるおそれのある遊技を、相当と認められる

	<p>範囲を超えて利用者に提供してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・疑似通貨を提供・使用させてはならない。・事業者は、居宅サービス計画に記載された内容を超えた不要なサービスを提供してはならない。・名称、外観、内装等を賭博・風俗営業を連想させるものとしてはいけない。
--	---